工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

工事請負契約書(平成8年宮城県告示第412号)第25条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用について、生コンクリート類等についても、東日本大震災に伴う復旧・復興工事の増加による資材高騰等に起因して、請負代金額が不適当となるおそれが認められることから、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用をさらに拡充しました。

なお,単品スライド条項を適用しようとする場合には,発注者と十分に調整願います。

記

1 適用の拡充

東日本大震災に伴う復旧・復興工事の増加等による資材価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において<u>コンクリート類等の主要工事材料</u>の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通知に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごと算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

2 対象工事材料

コンクリート類の対象工事材料として、以下のものを想定。

- 1) レディーミクストコンクリート(生コン)
- 2) セメント
- 3) モルタル
- 4) コンクリート混和材
- 5) コンクリート用骨材
- 6) コンクリート二次製品

3 適用時期等

この通知は、平成25年6月25日から施行し、適用する。